令和7年度　県央県南クリーンセンターの維持管理の状況に関する記録

１．処分した一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量

（1）種類：　　可燃ごみ（家庭系一般廃棄物及び事業系一般廃棄物）

（2）処理量

号　　炉	単位/月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度計
1号炉	t	3,078.91	3,848.93	2,955.28	3,551.25	3,427.54	0.00	0.00	1,255.00	3,160.68	2,830.34	0.00	0.00	24,107.93
2号炉	t	1,354.12	4,024.30	2,923.53	3,218.25	4,069.99	3,304.75	1,239.65	1,812.41	0.00	0.00	0.00	0.00	21,947.00
3号炉	t	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	2,571.96	2,310.47	3,891.15	3,159.10	3,442.92	73.25	0.00	15,448.85
合　計	t	4,433.03	7,873.23	5,878.81	6,769.50	7,497.53	5,876.71	3,550.12	6,958.56	6,319.78	6,273.26	73.25	0.00	61,503.78

２．改質設備内のガスの温度及び除去設備に流入する改質ガスの温度

（1）改質設備内のガスの温度測定位置、測定月、測定温度（連続測定の月平均値）

測定位置：炉頂ガス温度

号　　炉	単位/月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度平均
1号炉	℃	990	1,156	896	1,050	1,004	35	27	409	920	905	11	12	618
2号炉	℃	498	1,167	896	970	1,164	1,009	427	611	68	58	68	68	584
3号炉	℃	26	31	32	32	35	814	714	1,149	933	963	55	13	400

（2）除去設備に流入する改質ガスの温度測定位置、測定月、測定温度（連続測定の月平均値）

測定位置：急冷塔出側ガス温度

号　　炉	単位/月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度平均
1号炉	℃	56	57	52	53	53	34	28	36	51	52	11	13	41
2号炉	℃	44	63	56	55	59	56	39	43	22	19	12	13	40
3号炉	℃	25	30	32	36	36	51	45	59	55	59	13	13	38

３.冷却設備及び除去設備にたい積したばいじんを除去をした日

（1）冷却設備にたい積したばいじんを除去をした日

冷却設備名：	急冷塔				酸洗浄塔		
号　　炉	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
1号炉							
2号炉							
3号炉	4/17,21～22	5/27～5/29			4/14～16,21	7/30.31	

（2）除去設備にたい積したばいじんを除去をした日

除去設備名：	アルカリ洗浄塔		脱硫洗浄塔					
号　　炉	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
1号炉								
2号炉			10/10、17					
3号炉	4/17～18,22～24	5/7～5/9	5/14	10/14, 16、17				

共通系			
設備名	年月日	年月日	年月日
精密除じん機	6/24,25,26,27,30	10/13～17、20～22	
除じん沈殿槽	10/20		

４．除去設備の出口における改質ガス中のダイオキシン類、ばい煙（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び硫化水素等）濃度の測定結果（$O_2$１２%換算）

（1）ダイオキシン類の濃度測定に係る測定位置、採取・結果日、測定結果（年2回）

測定位置	単位	法規制値	協定値	採取年月日	測定結果
除去設備出口（除湿塔出口）	ng-TEQ/㎥N	0.1以下	0.01以下	R7.7.9	0.0071
				R7.12.15	0.0026

測定位置	単位	法規制値	協定値	採取年月日	測定結果
№1ガスエンジン	ng-TEQ/㎥N	0.1以下	0.01以下	R7.7.17	0.0710000
№2ガスエンジン	ng-TEQ/㎥N	0.1以下	0.01以下	R7.7.8	0.1800000
№3ガスエンジン	ng-TEQ/㎥N	0.1以下	0.01以下	R7.7.8	0.0690000
№4ガスエンジン	ng-TEQ/㎥N	0.1以下	0.01以下	R7.7.9	0.0490000
№5ガスエンジン	ng-TEQ/㎥N	0.1以下	0.01以下	R7.7.16	0.0490000
ガス焚きボイラ	ng-TEQ/㎥N	0.1以下	0.01以下	R7.7.16	0.0480000
平　均	ng-TEQ/㎥N				0.077666667

（2）ばい煙（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び硫化水素等）濃度測定に係る測定位置、採取・結果日、測定結果

測定位置（回数）：除去設備出口（除湿塔出口）（年2回）

区　　分		法規制値	協定値	第１回	第２回
採取年月日				R7.5.29	R7.11.12
ばいじん	g/㎥N	0.04以下	0.02以下	0.000 未満	0.001 未満
窒素酸化物	ｐｐｍ	250以下	30以下	2.4	1.7
硫黄酸化物	ｐｐｍ	4000以下	20以下	0.01 未満	0.01 未満
塩化水素	ｐｐｍ	430以下	20以下	1.0 未満	1.0 未満
硫化水素	ｐｐｍ	－	－	46	4.5

測定位置（月）：　No.１ガスエンジン（連続測定の月平均値）

区　　分		法規制値	協定値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ばいじん	g/㎥N	0.04以下	0.02以下	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
窒素酸化物	ｐｐｍ	250以下	30以下	0	0	1	2	2	3	2	3	2	2	0	0
硫黄酸化物	ｐｐｍ	4000以下	20以下	6	10	10	10	8	9	7	12	11	13	1	1
塩化水素	ｐｐｍ	430以下	20以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

測定位置（月）：　No.２ガスエンジン（連続測定の月平均値）

区　　分		法規制値	協定値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ばいじん	g/㎥N	0.04以下	0.02以下	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
窒素酸化物	ｐｐｍ	250以下	30以下	5	10	11	7	0	10	5	2	0	0	0	0
硫黄酸化物	ｐｐｍ	4000以下	20以下	8	12	10	6	7	10	6	8	7	11	1	1
塩化水素	ｐｐｍ	430以下	20以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

測定位置（月）：　No.３ガスエンジン（連続測定の月平均値）

区　　分		法規制値	協定値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ばいじん	g/㎥N	0.04以下	0.02以下	0.001	0.000	0.000	0.001	0.001	0.000	0.000	0.000	0.001	0.002	0.002	0.001
窒素酸化物	ｐｐｍ	250以下	30以下	3	7	4	8	5	4	2	4	2	2	0	0
硫黄酸化物	ｐｐｍ	4000以下	20以下	9	13	11	11	7	8	5	3	2	8	1	1
塩化水素	ｐｐｍ	430以下	20以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

測定位置（月）：　No.４ガスエンジン（連続測定の月平均値）

区　　分		法規制値	協定値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ばいじん	g/㎥N	0.04以下	0.02以下	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
窒素酸化物	ｐｐｍ	250以下	30以下	2	7	5	8	5	2	5	19	18	19	1	1
硫黄酸化物	ｐｐｍ	4000以下	20以下	5	10	10	10	8	6	6	4	3	10	1	1
塩化水素	ｐｐｍ	430以下	20以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

測定位置（月）：　No.５ガスエンジン（連続測定の月平均値）

区　　分		法規制値	協定値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ばいじん	g/㎥N	0.04以下	0.02以下	0.000	0.000	0.000	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.002	0.000	0.000
窒素酸化物	ｐｐｍ	250以下	30以下	3	6	5	8	4	3	6	6	5	7	0	0
硫黄酸化物	ｐｐｍ	4000以下	20以下	7	11	10	11	7	7	6	9	6	12	1	1
塩化水素	ｐｐｍ	430以下	20以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

測定位置（月）：　ガス焚きボイラ（連続測定の月平均値）

区　　分		法規制値	協定値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ばいじん	g/㎥N	0.04以下	0.02以下	0.000	0.000	0.000	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
窒素酸化物	ｐｐｍ	250以下	30以下	15	11	12	15	8	11	10	16	13	16	24	19
硫黄酸化物	ｐｐｍ	4000以下	20以下	9	12	10	12	9	8	5	12	8	13	1	0
塩化水素	ｐｐｍ	430以下	20以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0